

土木設計業務等設計変更ガイドライン

令和元年5月 策定

(令和3年4月 改定)

神奈川県 県土整備局

土木設計業務等設計変更ガイドラインの目的

土木工事は、各々の現場の地形・地質・環境等の自然的条件や社会的条件など、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐に亘る目的物を完成させなければなりません。そのためには、測量・調査・設計の業務(以下、「設計業務等」)が適切に行われることが不可欠です。

平成 26 年 6 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(改正品確法)」の運用指針(発注関係事務の運用に関する指針)では、設計業務等の品質を確保するために、必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行うとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及び必要となる業務委託料や履行期間の変更を行うことが求められています。

神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)では、履行条件が変わった場合等の確認手続きや、設計図書の変更等について定めていますが、本ガイドラインは、県土整備局が発注する設計業務等(公共建築を除く)について、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを具体的にすることにより、設計変更を円滑・適切に行うための発注者・受注者双方の共通の手引書とすべく考え方を整理したものです。

令和 3 年 4 月

県土整備局 都市部 技術管理課

目次

1. 用語の定義（設計図書とは）	1
2. 土木設計業務等の特性	1
3. 設計図書の確認と手続	1
【設計変更の手続きフロー】	2
4. 発注者・受注者の留意事項	3
5. 設計変更の対象となり得るケース	4
【基本事項】	4
【留意事項】	4
【設計変更の対象となり得る主な事項】	5
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続	6
(2) 設計図書に誤謬（ごびゅう）又は脱漏（だつろう）がある場合の手続	7
(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続	8
(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続	9
(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続	10
(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書等を変更する場合の手続	11
(7) 業務の中止の場合の手続	12
(8) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続	13
(9) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	14
6. 設計変更の対象とならないケース	15
【基本事項】	15
7. 参考資料	16
[資料1] 神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書（抜粋）	
[資料2] 神奈川県測量・調査・設計業務共通仕様書 第1編共通編 第1章総則（抜粋）	
[資料3] 県土整備局ウィークリースタンス取組指針	
[資料4] 設計変更事例と設計変更のポイント（国土交通省関東地方整備局企画部「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料（平成30年2月）」より一部抜粋・加工）	

1. 用語の定義（設計図書とは）

発注者及び受注者は、契約書に基づき、「設計図書」に従って、締結した契約を履行しなければなりません。

ここでいう「設計図書」とは、契約書第1条では「別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう」と規定されています。

また、測量・調査・設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1章総則では「数量総括表」が規定されています。

2. 土木設計業務等の特性

土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものです。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

3. 設計図書の確認と手続

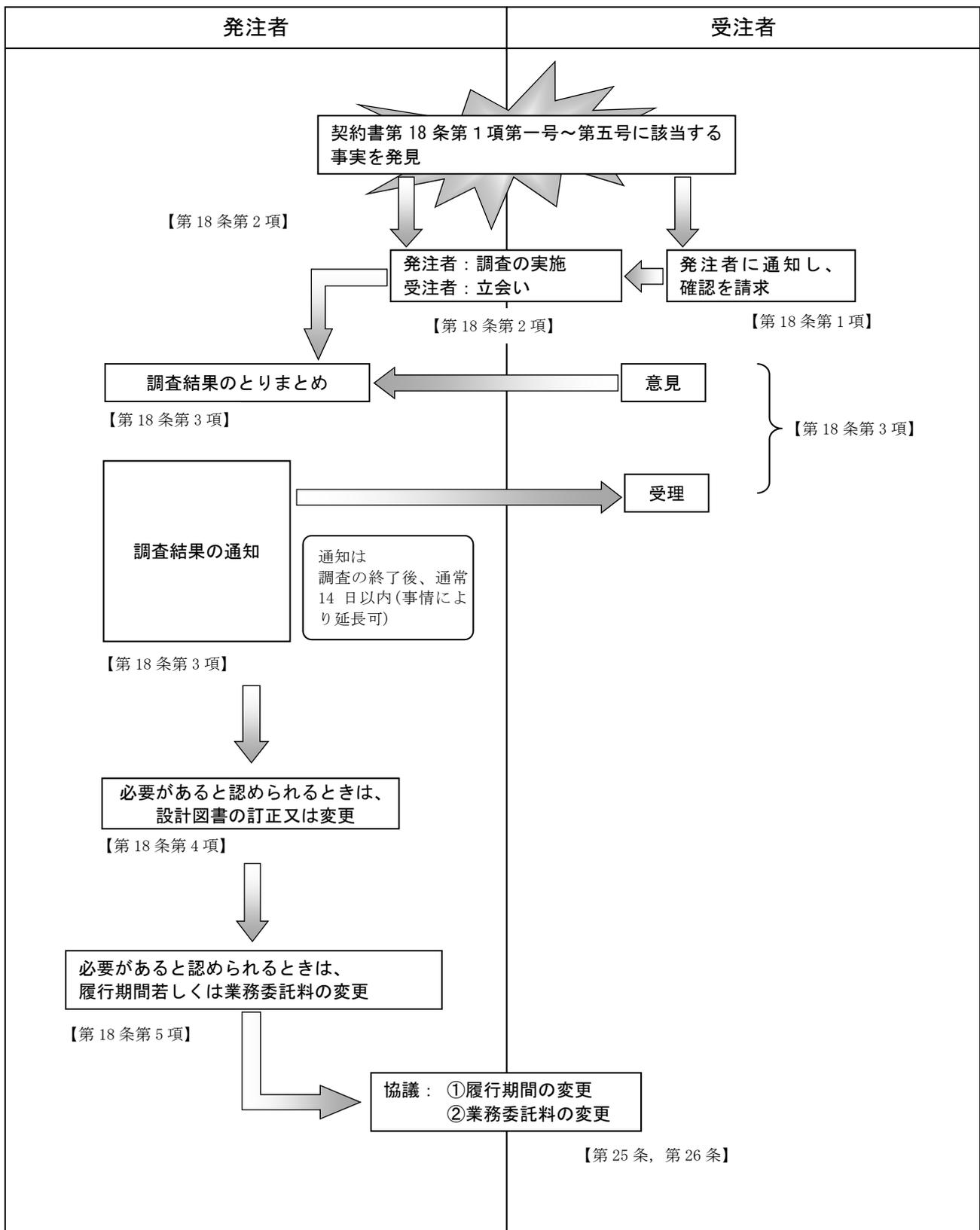
契約書第18条では、受注者は、業務を行うに当たり、同条第1項の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を申し出なければならないとされています。

また、共通仕様書（設計業務第1105条、測量業務第107条、地質・土質調査業務第106条）では、受注者は、業務を行うに当たり、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならないとされています。

契約書第18条第1項の各号の内容や設計図書の点検の範囲については、「5. 設計変更の対象となり得るケース」の中で解説しており、設計変更においては、受発注者協議のもと、契約書に則って手続を進める必要があります。

契約書第18条第1項の規定に基づく設計変更の手続きフローを次頁に示します。

【設計変更の手続きフロー】



※なお、契約変更については、「工事等内容変更指示書」により変更内容を指示し、全体数量が確定した後に行うことがある。

4. 発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて、基本的な計画条件、関係機関の調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受注者は、現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、直ちに発注者に確認を行い、発注者は、必要に応じて設計図書の変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、業務を進めることが重要である。

5. 設計変更の対象となり得るケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続きの遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合。
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合。
3. 所定の手続（契約書第18条～第26条、共通仕様書第1121条～第1124条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合。
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合。（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合。

【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」・「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。
(プロポーザル方式の場合)

【設計変更の対象となり得る主な事項】

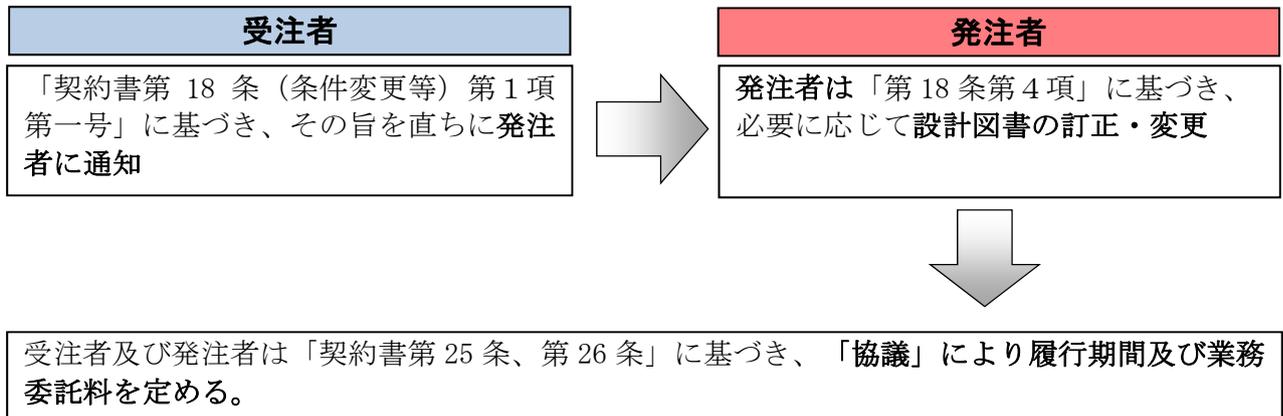
設計変更の対象となり得る主な事項	契約書
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合	第 18 条 第 1 項第一号
(2) 設計図書に誤謬（ごびゅう）又は脱漏（だつろう）がある場合	第 18 条 第 1 項第二号
(3) 設計図書の表示が明確でない場合	第 18 条 第 1 項第三号
(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合	第 18 条 第 1 項第四号
(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第 18 条 第 1 項第五号
(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書等の変更	第 19 条
(7) 受注者の責めに帰すことができない事由による業務の一時中止	第 20 条
(8) 受注者の請求による履行期間の延長	第 23 条
(9) 受注者が行う「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	〔 第 18 条 第 19 条 〕

上記以外でも、契約書では、設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務（第 17 条）、業務に係る受注者の提案（第 21 条）、発注者の請求による履行期間の短縮等（第 24 条）において設計変更する場面があることを規定しています。

設計変更の対象となり得る主な事項(1)～(9)については、次頁以降に、設計変更に必要な手続きや具体的な事例を示します。また、国土交通省関東地方整備局企画部作成の「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」を抜粋した設計変更事例と設計変更のポイントを参考資料に掲載しています。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続（契約書第 18 条第 1 項第一号）

- 受注者は、図面、仕様書、現場説明書等が一致していない事項を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



(例)

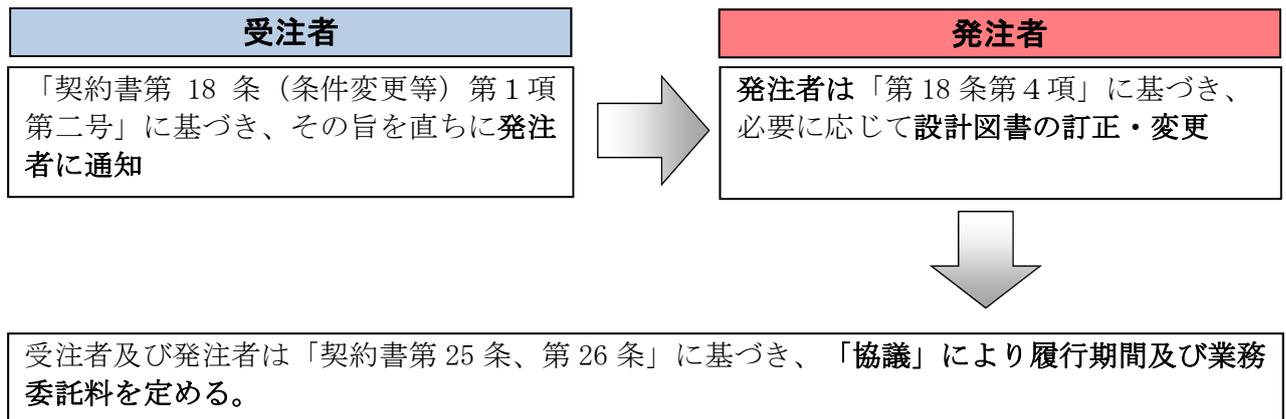
- (1) 図面と仕様書の設計条件等や数量総括表の記載が一致しない。
- (2) 仕様書と設計図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない。

等

(2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある場合の手続 (契約書第 18 条第 1 項第二号)

- 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には、発注者は設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



(例)

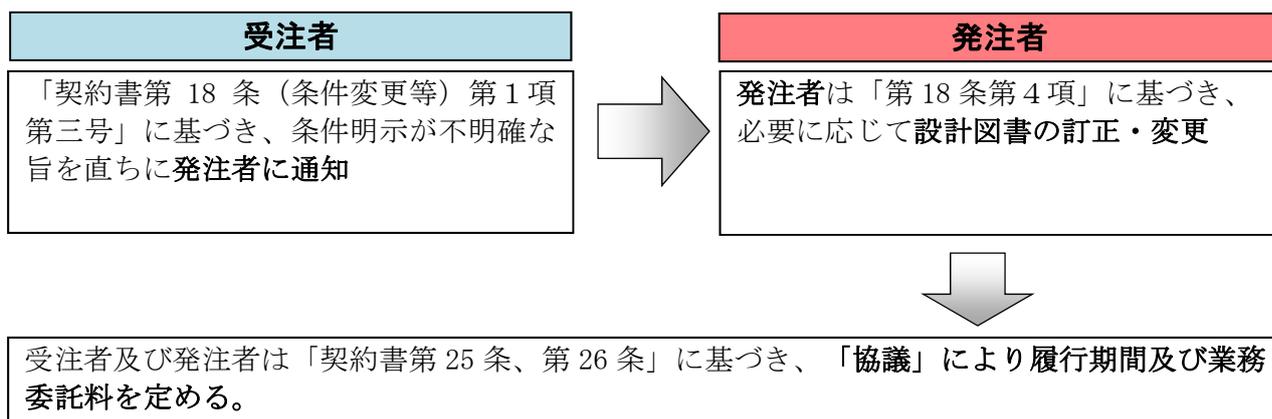
- (1) 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
- (2) 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- (3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。
- (4) 条件明示に「設計に必要な調査は、別業務で実施済み」と記載されていたが、行われていなかった。
- (5) 基準点測量に係る等級選定等が適正に設計されていなかった。
- (6) 地質調査に伴うサンプリングのための削孔が設計されていなかった。
- (7) 「予備設計あり」で道路詳細設計を受注したが、概略設計までしか実施していなかった。

等

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続（契約書第 18 条第 1 項第三号）

□ 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



(例)

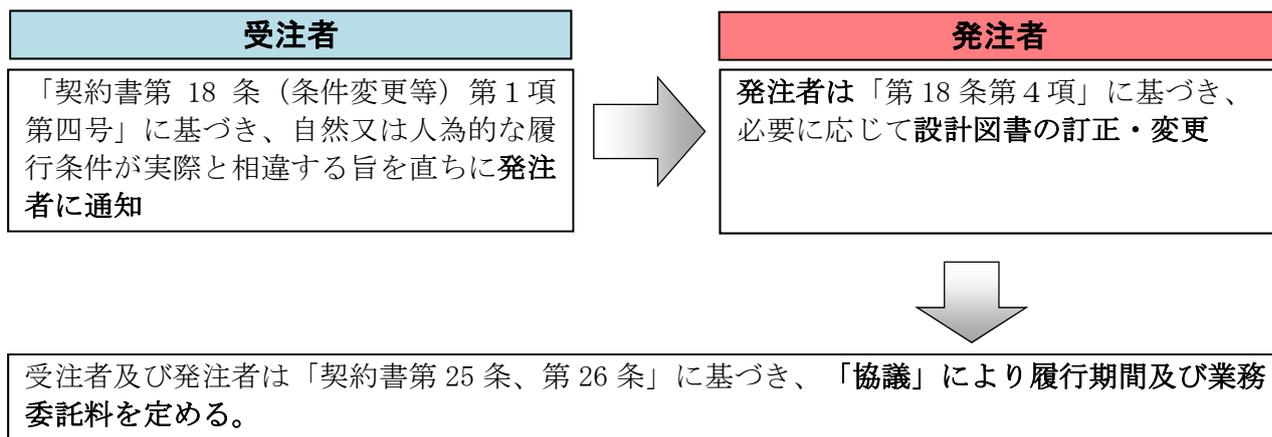
- (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
- (2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- (3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- (4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確でない。
- (5) 検討数量が一式計上となっており、検討項目や設計条件、数量が不明確であった。
- (6) 打合せ協議は明示されているが、回数等が不明確であった。
- (7) 橋梁および道路設計において、河川条件が明示されておらず、条件設定のための検討が必要になった。

等

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続（契約書第 18 条第 1 項第四号）

- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



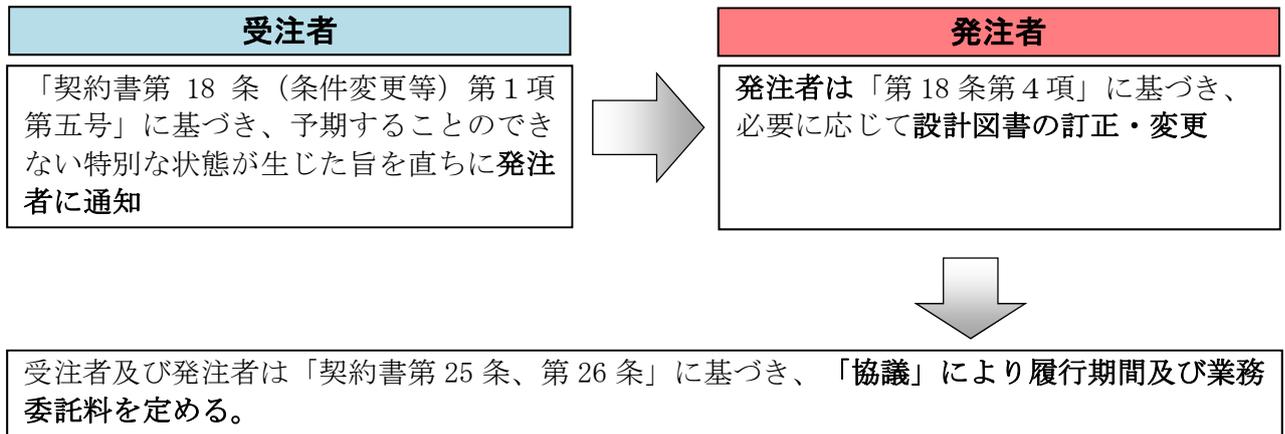
(例)

- (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
- (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- (7) 既存平面図と現地の地形で相違があり、現地測量を追加する必要が生じた。
- (8) 構造物設計において、当初発注は詳細設計のみであったが、現地条件を確認の結果、予備設計の工法比較選定の必要が生じた。
- (9) 指針改定等により、既存の設計成果をそのまま後続作業に引用できないため、既存成果を修正する必要が生じた。
- (10) その他、新たな制約等が発生した場合。

等

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続（契約書第 18 条第 1 項第五号）

- 設計図書に履行条件として明示されていないが、業務の履行の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合には、受注者は直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。



(例)

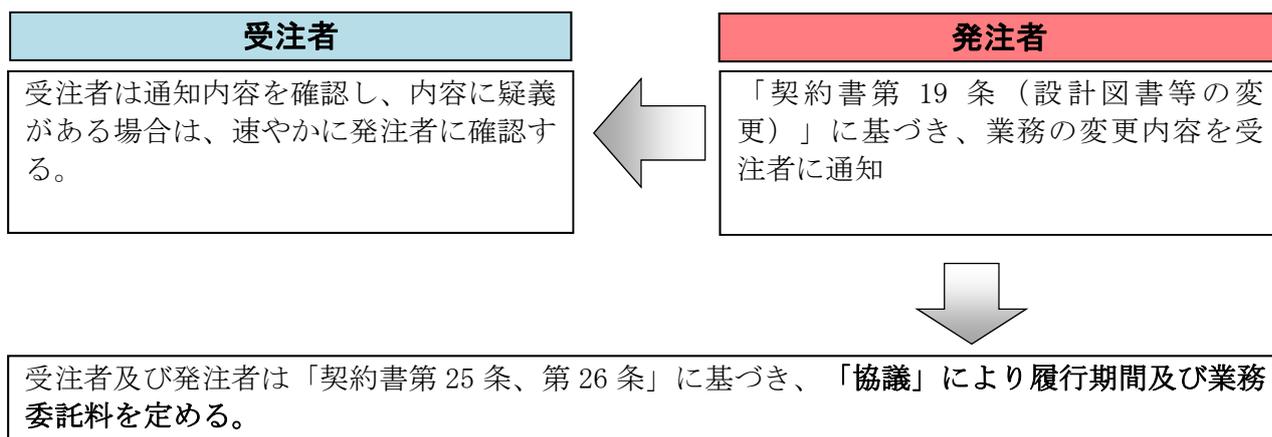
- (1) 地質調査中等に地中障害物を発見し、調査箇所の変更等が必要となった。
- (2) 地質調査中等に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった。
- (3) 業務期間中に関係法令、基準等が変更となった。

等

(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書等を変更する場合の手続 (契約書第 19 条)

- 発注者は、住民要望、周辺環境等の条件を十分に検討した上で業務を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書等を変更せざるを得ない事態が生じる場合がある。

発注者は、設計図書等の変更が必要と認める場合は、変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。



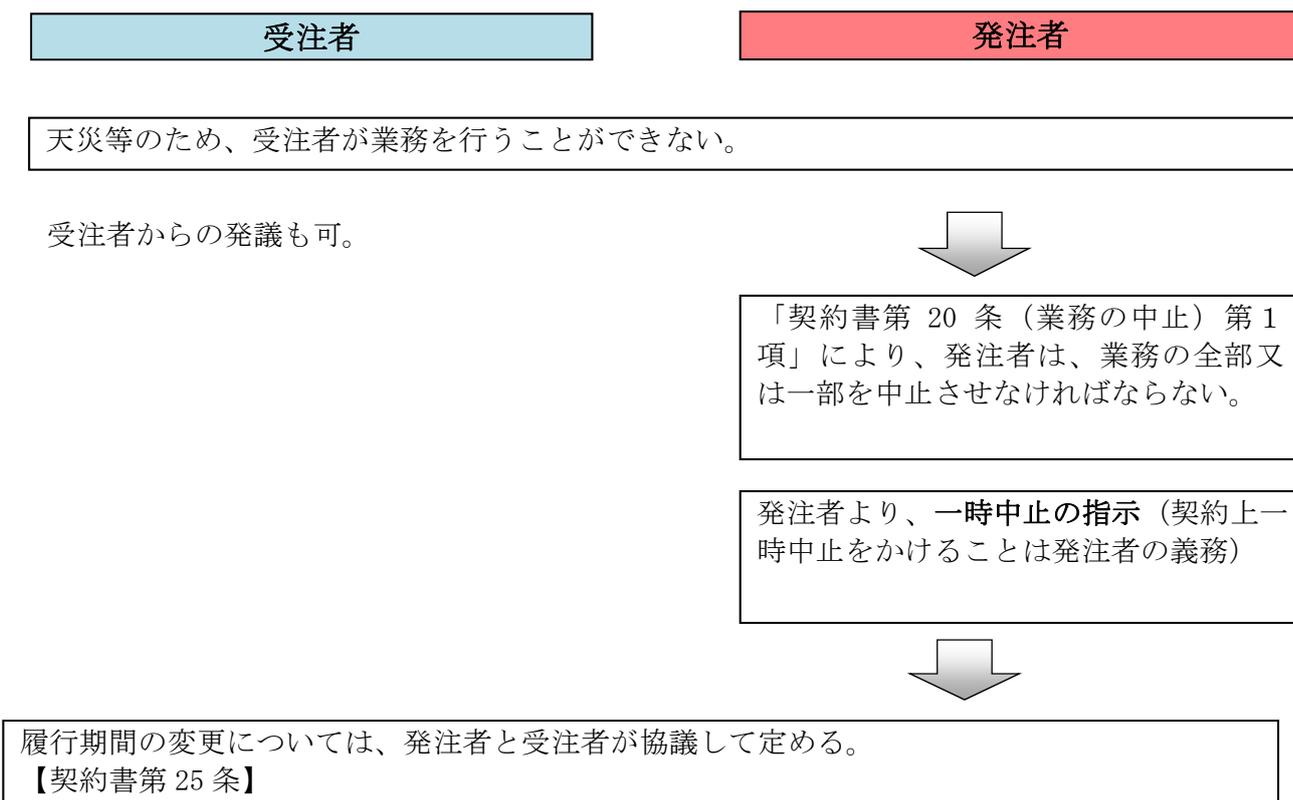
(例)

- (1) 設計図書に明示している以外の検討範囲や数量を変更することとなった。
- (2) 契約後に判明した事象により、やむを得ず検討業務の変更を行う必要が生じた。
- (3) 設計図書に明示していない成果品が必要になり、それに伴い検討業務も追加となった。
- (4) 設計検討の結果、擁壁等の新たな工種の追加や、当初必要と考えていた工種が不要になった。
- (5) 設計検討の結果、設計延長や数量が増減したことに伴う変更があった。
- (6) 当初、構造物詳細設計で発注したが、施工計画を考慮した構造検討（極力、交通規制しない構造形式選定）が必要となったため、予備設計を追加した。

等

(7) 業務の中止の場合の手続（契約書第 20 条、共通仕様書第 1124 条）

- 第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る）。この場合には、発注者は、業務の全部または一部を中止させなければならない。



※必要に応じて変更工程表等を提出

(例)

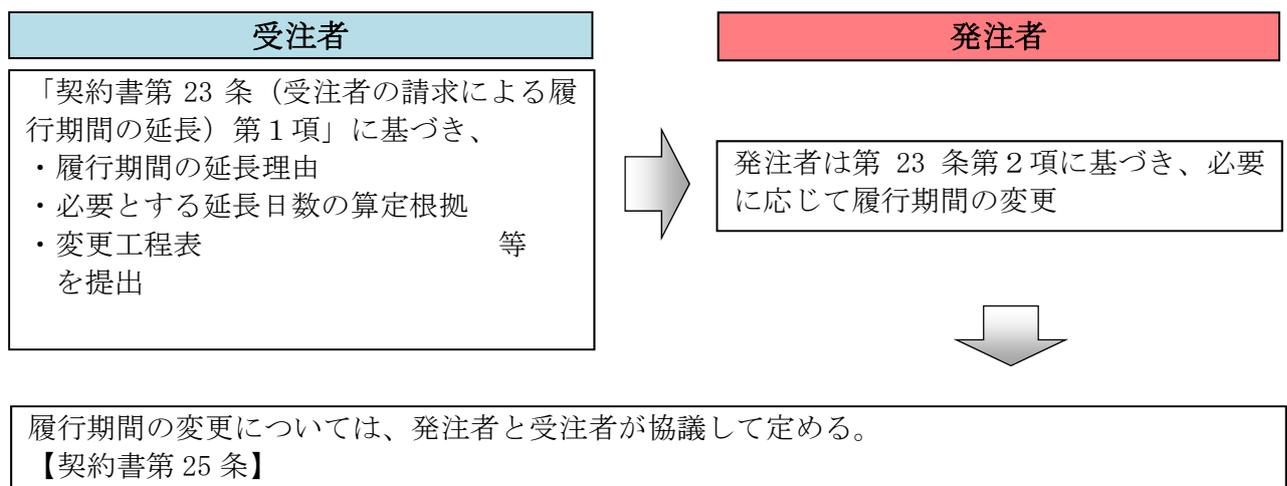
- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- (2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- (3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。
- (4) 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた。
- (5) 反対運動等の妨害活動があった。

等

(8) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 (契約書第 23 条、共通仕様書第 1123 条)

- 受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



(例)

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- (2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。
- (3) 関係機関との協議が未了または協議遅延により方針の決定が遅れたことにより履行期間に影響を与えた。
- (4) 既往成果の設計に不備が多く、発注者による見直しにより業務開始まで時間を要した。
- (5) 設計に必要な地質データが不足しており、発注者による追加調査に伴い業務が遅延した。

等

(9) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの（共通仕様書第 1105 条）

□ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

(例)

- (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。
- (2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。
- (3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。
- (4) 既往成果品の応力計算や図面の修正が必要となった場合。

等

□ 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲

①設計図書の内容に係る整合性がとられているかどうかの確認

- ・ 数量計算書と仕様書の内容の整合確認
- ・ 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書の内容の整合確認

②設計図書記載内容の作業現場の状態・履行条件の確認

- ・ 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。
- ・ 設計図書と現地が整合しているか。
- ・ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか。
- ・ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じてないか。
- ・ 業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、もしくは実施済み内容が明示されているか。

6. 設計変更の対象とならないケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として契約書第 25 条及び第 26 条の変更ができない。
ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合。
3. 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合。
(契約書第 18 条～第 26 条、共通仕様書第 1121 条～第 1124 条)
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。（口頭のみ指示・協議等）
※ただし、緊急やむを得ない事情により、発注者が口頭による指示等を行った場合はこの限りではない。この場合、発注者は既に行った指示等を書面に記載し、10 日以内に受注者に交付しなければならない。（契約書第 2 条第 2 項）

7. 参考資料

[資料1] 神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書（抜粋）

[資料2] 神奈川県測量・調査・設計業務共通仕様書 第1編共通編 第1章総則（抜粋）

[資料3] 県土整備局ウィークリースタンス取組指針

[資料4] 設計変更事例と設計変更のポイント（国土交通省関東地方整備局企画部「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料（平成30年2月）」より一部抜粋・加工）

神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書（抜粋）

（総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第 2 条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、10 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（土地への立入り）

第 13 条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（履行報告）

第 15 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第 17 条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間の協議内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を申し出なければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第 30 条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第 21 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第 22 条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 23 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 24 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 25 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 23 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 26 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

神奈川県測量・調査・設計業務共通仕様書 第1編共通編 第1章総則（抜粋）

第1105条 設計図書の支給及び点検**※測量業務 第107条, 地質・土質調査業務 第106条**

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

第1121条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

※測量業務 第122条, 地質・土質調査業務 第122条 条件変更等

1. 調査職員が、受注者に対して測量(地質・土質調査)業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下、「測量(地質・土質調査)業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

(第117条 土地の立ち入り等)

1. 受注者は、屋外で行う測量(地質・土質調査)業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち測量(地質・土質調査)業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

第1122条 契約変更

※測量業務 第123条, 地質・土質調査業務 第123条

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1121条(測量業務 第122条, 地質・土質調査 第122条)の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者または調査職員と受注者との協議で決定された事項

第1123条 履行期間の変更

※測量業務 第124条, 地質・土質調査業務 第124条

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1124条 一時中止

※測量業務 第125条, 地質・土質調査業務 第125条

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第1133条(測量業務 第134条、地質・土質調査 第134条)臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合

(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合

(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第1133条 臨機の措置

※測量業務 第134条, 地質・土質調査 第134条

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

県土整備局ウィークリースタンス取組指針

1. 目的

県土整備局では、工事系委託業務を円滑かつ効率的に進めるとともに、改正品確法の理念である「中長期的な担い手の育成・確保」を発注者と受注者（以下「受発注者」という。）の共通目標として実施すべく、受発注者で取り組む一週間のルール、約束事、スタンスを定め、計画的に業務を履行することで業務環境等の改善に努めていく。

2. 対象業務

天候等により進捗が大きく左右されない、全ての工事系委託業務を基本とするが、緊急を要する業務（災害に係る調査や復旧設計等）は除く。

3. 取組内容

業務環境等を改善するために、次の取組の中から受発注者で調整の上、取組内容を設定し進める。ただし、業務の進捗に支障ない範囲で実施する。

1) フライデー・ノーリクエスト／マンデー・ノーピリオド

☞（金曜日に翌週月曜日期限の依頼行う等、適正な作業期間を確保できない依頼を行わない配慮）

2) ウェンズデー・ホーム

☞（水曜日は定時の退社を心掛ける）

3) ワンデーレスポンス

☞（発注者は、受注者からの質問等をその日のうちに回答する*）

4) その他受発注者が必要とする取組

☞（例：打合せ開始時間を業務時間外に設けない等）

※ その日のうちの回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者が協議のうえ、「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような、何らかの回答をその日のうちに行う。

4. 進め方

1) 業務打合せ時に、取組内容を受発注者で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。

2) 具体的な進め方

- ① 初回打合せにて、別紙・1により、受発注者で取組内容を調整し設定する。設定した内容は、打合せ記録簿に添付する。
- ② 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況を確認し、必要なフォローアップ等を行う。
- ③ 成果品納入時に、受注者は取組結果を別紙・2に記録し、発注者と取組効果や課題等を確認したうえで、打合せ記録簿に添付する。

3) 適用

本指針は、平成31年4月1日以降に契約する案件から適用する。

4) 問合せ先

神奈川県県土整備局都市部技術管理課技術管理グループ

ウィークリースタンス取組チェックシート（初回打ち合わせ時）

協議実施日 2021/〇〇/〇〇

(1) 業務概要

業務名	令和〇年度〇〇〇〇委託業務		
工期	2021/〇〇/〇〇	～	2021/〇〇/〇〇
業務区分	設計業務		
業種（任意）	（例：橋梁予備設計）		

(2) 打ち合わせ参加者

参加者	発注者	事務所	〇〇土木事務所		
		役職名	副技幹	技師	
		氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	
	受注者	会社名	株式会社 〇〇〇〇		
		役職名	係長	担当	
		氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	

(3) 営業時間

発注者		受注者	
始業時間	〇：〇〇	始業時間	〇：〇〇
終業時間	〇：〇〇	終業時間	〇：〇〇
ノー残業デー	〇曜日	ノー残業デー	〇曜日

(4) ウィークリースタンス取組み実施内容（実施項目は実施欄にて■をタブ選択）

実施項目	特記事項	実施
1) フライデー・ノーリクエスト/ マンデー・ノーピリオド	第三者の要求対応は除く。	■
2) ウェンズデー・ホーム	発注者は水曜日、受注者は金曜日とする。	■
3) ワンデーレスポンス		■
4) その他受発注者が必要する取組み※		
打合せ開始時間を業務時間外に設けない	9時00分～17時00分の間。	■
		□
		□

※1)～3)以外で取り組む内容がある場合に記入する。

ウィークリースタンス取組結果 (成果品納入時)

報告日 2021/〇〇/〇〇

【1】基本情報

業務名	令和〇年度〇〇〇〇委託業務		
工期	2021/〇〇/〇〇	～	2021/〇〇/〇〇
業務区分	設計業務		
業種	(例：橋梁予備設計)		
契約金額(最終)	〇〇〇〇〇円		
受注企業	株式会社 〇〇〇〇		
発注事務所	〇〇土木事務所		

【2】取組み内容及びアンケート回答の要否

1) フライデー・ノーリクエスト/ マンデー・ノーピリオド	実施	問1	要回答
2) ウェンズデー・ホーム	実施	問2	要回答
3) ワンデーレスポンス	実施	問3	要回答
4) その他受発注者が必要とする取組み	実施	問4	要回答
5) 自由意見欄		問5	任意

【3】取組み結果アンケート(受注者が回答)

問1 フライデー・ノーリクエスト/マンデー・ノーピリオド実施状況

適正な作業期間を確保できるよう配慮があったか。

- ①あった。
②なかった。

回答	
----	--

問2 ウェンズデーホーム実施状況

水曜日(または設定日)の定時退社を心掛けたか。

- ①心掛けた。
②心がけなかった。

回答	
----	--

問3 ワンデーレスポンス実施状況

発注者は、受注者からの質問等をその日のうちに回答したか。
(即時回答が不可能な場合は、「回答期限」を予告するなど、何らかの回答をしたか。)

- ①できていた。
②できていなかった。

回答	
----	--

問4 その他受発注者が必要とする取り組み

発注者が業務を円滑かつ効率的に進めるために必要とする取り組みについて、実施できたか。

- ①できた。
- ②できなかった。

回答	
----	--

問5 自由意見欄

ウィークリースタンスへの取り組みを通じて、課題や意見などを自由に記入してください。

受注者の方は、記入後に神奈川県県土整備局技術管理課技術管理グループ宛に、打合せ記録簿及び本エクセルファイルを送付してください。
送付先Mail : gikan.137@pref.kanagawa.jp

設計変更事例と設計変更のポイント

国土交通省関東地方整備局企画部
「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」
(平成30年2月)より一部抜粋・加工

1. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

1) 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更

変更事例 1 設計図書の内容に脱漏がある場合

変更事例 2 設計図書の表示が明確でない場合

設計変更のポイント 当初設計図書脱漏、表示が不明確

2) 「設計図書の履行条件相違（条件決定の遅れ）」の設計変更

変更事例 3 関連する調査・設計業務の遅れ

変更事例 4 関係機関協議の遅れ

設計変更のポイント 条件決定の遅れ

3) 「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更

変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加

設計変更のポイント 設計項目の追加

2. さらなる適正な設計変更の実施にむけて

※本資料は、国土交通省関東地方整備局企画部が作成した「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料（平成30年2月）」に掲載されている設計変更事例と設計変更のポイントを抜粋したものであり、本県のガイドライン関連箇所の修正や実施していない取組みの削除を行っています。

1. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

1) 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更

土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所

5. 設計変更の対象となり得るケース

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続（契約書第 18 条第 1 項第二号）
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続（契約書第 18 条第 1 項第三号）

変更事例 1 設計図書の内容に脱漏がある場合

道路詳細設計について、業務に着手したところ、長大切土法面の計画箇所ですべて「法面工詳細設計」が必要だったが、設計項目に含まれていなかった。

適正な変更手続き

設計図書の脱漏発見 契約書第 18 条第 1 項

- 受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第 18 条第 2、3 項

- 受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更 契約書第 18 条第 4、5 項、契約書第 26 条

- 発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。

変更事例 2 設計図書の表示が明確でない場合

築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く隣接工区との境界位置が、地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

適正な変更手続き

設計図書の表示が明確でないことを発見 契約書第 18 条第 1 項

- 受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第 18 条第 2、3 項

- 受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更 契約書第 18 条第 4、5 項、第 26 条

- 発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

設計条件の確認

- 受発注者は、設計項目、設計条件に関して、設計図書・貸与資料により確認する必要がある。

設計図書の脱漏の類似例

- 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討 等の設計項目の脱漏。

設計図書の内容が明確でない類似例

- 設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
- 道路規格・道路幅員・交通区分といった設計条件が明確でない。

※ 契約前の注意点 業務内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- 例えば「関係機関協議」の一式計上の場合は、「協議対象者、協議議題、協議回数、協議同行の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- 例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- 受注者は『土木設計業務等設計変更ガイドライン』に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

2) 「設計図書の履行条件相違（条件決定の遅れ）」の設計変更

土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所

5. 設計変更の対象となり得るケース

- (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第 18 条第 1 項 第四号)
- (9) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの(共通仕様書第 1105 条)

変更事例 3 関連する調査・設計業務の遅れ

樋管詳細設計において、関連する地質調査業務の遅れ、関連する堤防詳細設計の堤防法線決定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見 契約書第 18 条第 1 項

- 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第 18 条第 2、3 項

- 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～期間変更 契約書第 18 条第 4、5 項、第 25 条

- 発注者は、「履行期間」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

変更事例 4 関係機関協議の遅れ

橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、河川断面の計画が見直されることとなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第 18 条第 1 項

- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第 18 条第 2、3 項

- 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について、調査を行い、受注者は結果を発注者に通知する。

設計図書変更～期間・委託料変更 契約書第 18 条第 4、5 項、第 25 条、第 26 条

- 発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。

設計変更のポイント 条件決定の遅れ

同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- 受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更手続きを行う。

年度繰り越しの設計変更

- 発注者は、履行期間延期が年度内に収まらないと判断される場合は、年度繰り越しによる履行期間の延期を行う。

調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

関係機関協議の遅れが生じる類似例

- 公安委員会との調整による遅れ。
- 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ。
- 公益事業者（電気、ガス、上下水道、通信等）、鉄道事業者との調整による遅れ。
- 地元住民（自治会含む）との調整による遅れ。
- 農水関係組合、漁港、土地改良区との調整による遅れ。

3) 「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更

土木設計業務等設計変更ガイドラインの関連箇所

5. 設計変更の対象となり得るケース

- (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の**手続**(契約書第 18 条第 1 項 第四号)

変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する 2 か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を 1 か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第 18 条第 1 項

- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第 18 条第 2、3 項

- 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業（橋梁集約案の概略図作成、事業費算出）」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更 契約書第 18 条第 4、5 項、第 26 条

- 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続きを行う。

設計変更のポイント 設計項目の追加

関係機関協議による作業の追加

- 関係機関協議での検討依頼について、当初発注の協議用資料作成として想定されている内容でない作業については、設計変更の対象とする。

※ 契約前の注意点 関係機関協議資料内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、関係機関協議資料の内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- 例えば、「資料の目的（排水流末確認協議、河川占用協議等）、数量（対象箇所数、対象範囲等）」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- 受注者は『土木設計業務等設計変更ガイドライン』に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

2. さらなる適正な設計変更の実施にむけて

前ページまでの変更事例以外にも、特記仕様書の条件明示に一式といった不明確な内容提示をしたことから、契約後再度の設計変更を実施した事例があります。

また、契約後も発注者からの適切な条件や指示が示されないことから、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れを発生させ、混乱を生じさせた事例があります。

他にも、当初決定した設計条件に沿って設計を行っている履行中において、関係機関協議・住民調整の結果など、何らかの理由で「設計条件が途中で変更」された事例もあります。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）」の基本理念に「**請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結**」が示されており、また、発注者の責務に「**設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと**」が規定されています。

以上の内容を踏まえ発注者は、業務遂行における遅れ、業務内容の相違及び業務実施の手戻りを生じさせず、適切な設計条件の明示と条件変更時の設計変更がなされるよう心がけてください。